



大宜味村公告第13号

次のとおりオープンカウンタ方式による見積合せを下記により実施する。

令和6年4月26日

大宜味村長 友 寄 景 善



- 1 オープンカウンタ方式による見積依頼（随意契約）付す事項等
 - (1) 件 名 沖縄県議会議員一般選挙ポスター掲示板設置業務
 - (2) 内 容 仕様書の通り（別紙）
 - (3) 提出書類
 - ・参加資格審査申請書（様式1号）
 - ・企業概要説明書（様式2号）
 - ・業務経歴書（様式3号）
 - ・見積書（任意様式）
 - (3) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで
 - (4) 提出場所 905-1392 国頭郡大宜味村字大兼久157番地 総務課
 - (5) 提出方法 総務課窓口にて直接提出いただくか、郵送
- 2 見積合せに参加する者に必要な資格等
本事業の見積に参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当する者でないこと。
 - (2) 見積合せ参加資格審査申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間に国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者については手続き開始決定後の大宜味村競争入札参加資格の再審査結果を有しているもの
 - (4) 法人格を有し、大宜味村内に本社または支社（支店・営業所含む）を有しているもの。
 - (5) 過去に、国、都道府県又は地方公共団体と同種の契約を締結した実績を有すること。
- 3 見積書の提出及び受託者の決定について
 - (1) 見積合せに参加を希望する者は、本告示及び仕様書並びに契約条項を熟読のうえ、見積を行ってください。この場合において仕様書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができます。ただし、見積書提出後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。
 - (2) 見積価格の積算にあたり、現場での説明や物品の確認を希望する事業者については、「1.」の提出期限日時を期限として、担当者より現場視察やヒヤリングを実施することができます。お手数ですが、この資料末尾に記載されている「8. 問合せ先」の担当者と電話等にて日程調整を行っていただき、電話等にてお申込みください。
 - (3) 本告示に示した参加資格のない者の提出した見積書及び見積書に関する条件に違反した見積書は無効とします。
 - (4) 提出された有効な見積書のうち、最低価格の見積書を提出した者を受託者として決定します。同価見積があった場合は、参加者にくじを引かせ決定します（くじを引かない者

があるときは見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。)。

(5) 提出資料の提出方法は、持参又は郵送（郵送の場合は「1.」の提出期限までに担当課に必着のこと。）提出期限後においては、提出した提出資料の差替え又は訂正等は認めません。

(6) 見積結果は、「1.」の提出期限から1週間以内に参加者に通知します。

4 質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問・回答書をメールまたはFAXにより提出ください（原則として電話による質問は受け付けません。）。なお、質問書の様式については任意とします。また、回答は大宜味村ホームページへ掲載いたします。

※大宜味村ホームページURL (<https://www.vill.ogimi.okinawa.jp>)

(2) 質疑の受付期限は、令和6年5月2日（木）午前11時まで。

5 契約保証金

契約保証金は、免除する。

6 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、大宜味村財務規則（平成元年規則第4号。以下「財務規則」という。）第93条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積（有効な見積に限る。）した者を落札者とする。

7 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより県が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

8 問合せ先

(1) 名 称 大宜味村役場 総務課 総務係 担当：宮城

(2) 住 所 〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地

(3) 連絡先 TEL 0980-44-3001 FAX 0980-44-3139

E-mail kazuhiro@vill.ogimi.lg.jp

9 その他

(1) 無効

見積書の開札の時ににおいて、「2.」に規定する資格を有しない者のした見積及びこの告示に定める見積に関する条件に違反した見積は、無効とする。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 大宜味村役場 総務課

イ 所在地 郵便番号 905-1392 大宜味村字大兼久157番地

ウ 電話番号 0980-44-3001

(3) 前金払

前金払はしない。

(4) 概算払

概算払はしない。

(5) 部分払

部分払はしない。

(6) 見積の執行

初度の見積において、見積者が1人の場合であっても、見積合せを執行する。

(7) 見積の取りやめ又は延期

この見積は、取りやめること又は延期することがある。